平成２１年（フ）第５６５号
静岡県浜松市中区富塚町2077番地の３
債務者　松浦　行俊
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
静岡県浜松市中区元浜町230番地の３　ロイヤルマンション303、前住所静岡県浜松市中区富塚町379番地　ハートヒルズ富塚306号
債務者　四ノ宮　力
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８２９号
岡山市中区高島２丁目７番４－２号　高島市営住宅Ｃ221番館－２号
債務者　竹島　義昭
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５０号
岡山市中区竹田145番地１
債務者　藤本　順一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６０号
岡山市北区矢坂本町20番27号
債務者　杉田　　大
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
島根県大田市朝山町仙山906番地１
債務者　岩谷　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４８号
島根県大田市五十猛町1087番地２
債務者　飯塚　靖夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６５２号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1399―28　サンブレイブ202号、住民票上の住所群馬県渋川市北橘町箱田484番地３
債務者　小林　高広
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７４号
栃木県鹿沼市下武子町56番地226
債務者　栗原　次男
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６５号
静岡市駿河区栗原30番25号
債務者　鈴木　利夫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前９時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７４号
静岡県藤枝市仮宿710番地の24
債務者　鈴木　徳子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７００号
静岡市駿河区桃園町19番８号　下川原団地８棟405号、前住所静岡市駿河区鎌田411番地の５
債務者　上川　壽雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９号
広島県福山市沖野上町１丁目12番15―２号　コーポ海星201号
債務者　中村　時彦
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２７９号
広島県福山市神辺町大字下竹田甲1963番地
債務者　三吉　広美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４９号
広島県福山市沖野上町４丁目17番20―201号、旧住所広島県福山市赤坂町大字赤坂1385番地
債務者　山根　邦裕
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係